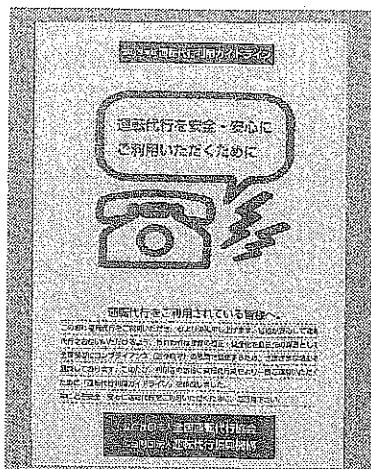


東京交通新聞 2015年(平成27年)7月6日付

運転代行業の2公認法人
団体はこのほど、連名で利用者向けガイドラインを作成した。運転代行の正しい使い方を説明し、安全・安心な事業者選びの目安にしてもらう狙い。

ガイドライン作成は、2012年に警察庁と国土交通省がまとめた「自動車運

転代行業のやむなる健全化対策」の中で実現していな
い最後の対策だった。随伴
車表示固定化や白タク罰則
強化、優良事業者評価制度
など健全化メニューは出そ
ろい、今後はその実効性が
注目される。



ガイドラインの表紙。正しい知識の普及を目指す

が企画・製作し、運転代行協会(丹澤忠義議長)が振興機構(坂本則夫代表理事)と連名で発行。全事業者に発送し活用を促す。警察庁や全国飲食業生活衛生同業組合連合会(森川進会長)も周知に協力する方針で、運転免許センターや飲食店で掲示・配布される予

国交省も製作を支援。運輸代理業を所管する因泥信宏旅客運送適正化推進室長が「専門用語を避け、イラストを」と助言した。同室長は、「価格だけでなくサービスや安全性で事業者を選択できる環境が健全化につながると」ガイドラインの効果に期待を寄せる。

運転代行2団体

利用者向けに指針

正しい使い方など啓発

定だ。内容は運転代行の營業形態や違反行為を紹介。乗客には料金の概算や損害賠償措置の説明、領収書の発行を求める権利があることも解説し、優良事業者評価制度もアピールする。全国運転代行協会では、さらに内容を簡易にしてイラストで説明するポケット版も独自に作成。両方を使い分けて普及を目指す。